



Weekly

尾張旭 ロータリークラブ

集まろう・語ろう
楽しもう

・会長 古橋 裕志 ・幹事 仲澤 昌容 ・クラブ会報 福岡 健
 ・例会日 毎週金曜日 12:30 ・例会場 〒488-0801 尾張旭市東大道町原田2570-3
 ・事務局 尾張旭市商工会館 TEL 0561-54-1263 FAX 0561-54-8945
 E-mail: jimmu@owariasahi-rc.org URL: http://www.owariasahi-rc.org

本日 第2146回 2015年4月3日(金) No. 2032

本日のプログラム Today's Program

卓話担当者:クラブ会報委員会

点 鐘

卓話者:福岡 健クラブ会報委員長

ロータリーソング 「君が代」・「奉仕の理想」

演 題:「クラブ会報編集について」(勉強会)

前 回 第2145回 2015年3月27日(金) 記 録

○齊 唱:「我等の生業」
 出席者: 会員24名中17名出席 出席率70.83%
 前々回補正出席率 3月13日分95.83%

会長あいさつ 古橋 裕志

今月は識字率向上月間、4月はロータリーの雑誌月間と活字に関するRIテーマが続きます。

私の枕元には、ロータリーに関する2冊の本と5冊のほんが、置いてあります。毎日が日替わりでなかなか完読できません。今日のお話はその中の1冊、浅田次郎さんの「日本の延命について語ろう」の中から、参観交代についてのあいさつとさせていただきます。

参観交代は約250年続き、最初のころは「参観交代」と呼ばれ「覲」は將軍家に拝謁することという意味で江戸時代後期には仕事という意味あい「勤」となり大名、一部旗本が義務とされていました。交代年度はさまざま、北海道の松前藩は6年に一回、九州の対馬藩は3年に一回、江戸近辺の藩は半年に1回の交代で、またスケジュールの調整もされ、外様大名は4月、譜代大名は6月、8月、尾張、薩摩、紀伊、加賀の藩は3月と決められ、中には11月、12月と変更もあったようです。参観交代に使う街道は東海道が約160の藩、中山道が30の藩、甲州街道は3つの藩(高遠、高島、飯田藩)その他日光街道、甲州街道と決められていました。

大名行列の最大人数は加賀藩の4000人の行列で費用は4億~6億円かかったそうです。参観交代といえ「下に下に」という声で街道を往来する庶民の人たちはひれ伏せるという情景を思い出しますが、実態は違うようです。大名行列が通る前に先触れが出て皆に知らせると、通りから人がいなくなり、たまたま出合った

人は土下座をします。大名行列は1日に約40K、美濃領地から江戸まで、10日の日程、薩摩藩は約1ヶ月の行程で荷車は使用禁止、すべての武具、日用雑貨、トイレまで人夫が担いで行軍。この参勤交代の始まりは鎌倉時代に「いざ鎌倉」の招集がきっかけで、徳川家光の時代に、武家諸法度の改正として義務づけされたそうです。この参勤交代の制度によって街道や宿場町の整備が進み、人、物、文化の交流が盛んになり、大きな経済効果が生まれました。しかし約250年続いた江戸幕府と共に参勤交代の終わりを迎えるきっかけは、ペリーが引きいる黒船の来航です。当時の幕府、大名達は財政が厳しく、また国の一大事ということで、松平春嶽と一橋慶喜が協議し参勤交代は廃止に向かいました。この廃止によって、大名は経済的に救われましたが多くの奉公人や荷担ぎ、それに関わる人たちはリストラされ、宿場町は廃れ、社会経済が停滞し、幕府にとっては致命傷となり江戸幕府の衰退と倒幕運動へと流れ、そして近代国家へ進みます。第一の運命はペリー来航、そして第二、第三の運命へと続きます。

先日のIM基調講演、井沢元彦さんは、学校において歴史教育がしっかりなされていないと述べておられましたが、それと同じようなことが、ある新聞にて、元ウクライナ、キューバ大使の馬淵睦夫さんも、日本を知ることの大切さ、終戦を機に歴史の連続性を断ち切った戦後教育で戦前の日本を肯定的に取り上げていないと。

そして、浅田次郎さんも「歴史とは何のために学ぶのか」自分の生まれ育った国の歴史を、特に日本近代史は、もっと深く知る事が必要だと説いています。歴史を学ぶ意味は、二つあり、一つは現代に繋がる考え方、社会のありようを知る事、もう一つは平和な時代が続かなくなりつつある理由について考える事です。

雑誌月間

	4月10日(金)	4月19日(日)	4月24日(金)	5月1日(金)
例会予定	卓話担当者:プログラム委員会 卓話者:森井 晴生委員長 演題:「雑誌月間に因んで」	17日(金) 振替 春の家族会 於伊勢方面 商工会館前 AM8:00出発	卓話担当者:舟橋 龍秀君 卓話者: 〃 演題:「精神障害者はなぜ罰せられないことがあるのか?」	卓話担当者:例会運営委員会 卓話者:西尾 輝久委員長 演題:「例会運営について」

幹事報告

- ・3/23 第2回尾張旭市地域安全推進協議会 於尾張旭市役所 古橋裕志会長出席
- ・3/23 尾張旭まつり実行委員会 於尾張旭市役所 古橋裕志会長 出席
- ・3/26 尾張旭市社会福祉協議会理事会 於保健福祉センター 古橋裕志会長出席
- ・次回の会合：第13回理事役員会
- ・例会変更のお知らせ：掲示板をご覧ください。

ニコボックス

○本日卓話を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。 菊田 利昭君

○菊田利昭君の卓話を楽しみにしています。

浅野 善吉君、加藤 清久君

○本日3分間スピーチです。入会38年たちました。元気です。 富田 晃君

○富田さん、スピーチ楽しみです。 江尻 豪君

○チラチラと日本の心 桜咲く 古橋 裕志君

○桜の花が、咲き始めたら心もワクワクしてきました。

古橋エツ子君

○菊田君、IMの写真撮影、ありがとうございました。

福岡 健君

○過日、古橋会長、加藤清久さんにお世話になり、ありがとうございました。 飯田 幸雄君

○TVのマッサンの妻エリーさんが亡くなり、泣きました 加藤 清久君

○先週の日曜日は、当日、体調不良のため休んでしまいました。ご迷惑をかけしました。すみませんでした。

仲澤 昌容君

卓話

「相続の注意点」

菊田 利昭



1 相続とは

相続とは、亡くなった人(被相続人といいます)の財産的な地位を、その人の妻や子など一定の身分関係にある人(相続人といいます)が

受け継ぐということです。プラスの財産だけでなくマイナスの財産も引き継ぎます。

2 相続財産の分け方

ア 遺言がある場合…遺言にしたがう。

イ 遺言がない場合…相続人全員で遺産分割する。

(注意)

- ・生命保険金、死亡退職金は相続財産に含まれません。また、原則として特別受益にもなりません。
- ・金銭債務は相続開始と同時に共同相続人にその相続分に応じて当然に分割されて承継されるので、遺産分割の対象にはなりません(遺言の場合も同じ)。→債権者と協議する必要があります。

3 相続人

- ・配偶者は常に相続人(内縁では相続人になりません)
- ・第1順位は子(養子、胎児、非嫡出子も)
- ・第2順位は直系親族(父母)
- ・第3順位は兄弟姉妹(父または母が違ってても相続人)

- ・代襲相続→子の代襲相続はどこまでも
 - ・兄弟姉妹の代襲相続はその子(甥、姪)まで
- 4 遺留分とは

遺留分とは、一定の相続人のために、相続に際して、法律上取得することを保障されている相続財産の一定の割合のことで、被相続人(亡くなった方)の生前の贈与又は遺贈によっても奪われることのないもの。

ただし、自分の遺留分が侵害されているのを知ったときから1年以内、または相続開始から10年以内に遺留分減殺請求をする必要があります。

5 特別受益

相続人の中に、被相続人から①遺贈を受けた、②被相続人の生前に結婚や養子縁組の為に財産の贈与を受けた、③住宅資金など、生計の為に贈与を受けた人がいる場合、「特別な」受益分(贈与や遺贈分)を相続財産に持ち戻して計算し、各相続人の相続分を算定します。→遺産分割の場合、遺留分減殺請求する場合に問題となります。

6 相続でもめないための対策

内容の吟味された遺言書を作成すること、相続税対策、代償金対策をすることが大切です。

7 遺言書の内容 もめないためのポイント

ア どの財産を誰に相続(遺贈)させるのかを明確にさせましょう。「〇〇は遺産の3分の1を取得する」といった定め方も可能ですが、これだけでは遺産のどれを誰に相続させるかが明らかにならず、後々トラブルのもととなります。また、不動産等を共有にするのもトラブルのもととなるべく避けましょう。

イ 推定相続人の場合は、「〇を△に相続させる。」と書きましょう。

ウ できる限りすべての財産について遺言しましょう(財産目録があるとよいです)。

エ 遺留分に配慮した内容にしましょう。

オ 遺言執行者を指定して、預貯金の解約権限等を付記しておきましょう。

カ 付言をつけて遺言者の思いを伝えましょう。

8 相続税対策

(1) 暦年贈与の活用

年110万円までは非課税。ただし、通帳や印鑑を贈与された人に渡していないと、税務署が贈与として認めないことがあります。

(2) 贈与税の特例の活用

ア 贈与税の配偶者控除の活用

婚姻期間20年以上の配偶者に住宅や居住用地又は住宅を取得するための資金を贈与すると2,110万円まで贈与税が非課税になります。

イ 住宅取得等資金贈与の特例の活用

子や孫が住宅を取得する際に資金援助をした場合、最大1,610万円まで贈与税が非課税になります。

ウ 教育資金一括贈与の特例の活用

エ 結婚・子育て資金の一括贈与の特例の活用

(3) 生命保険を活用する。

(4) 養子縁組をする。

(5) 不動産投資物件を取得する。

(6) 所有している土地に収益物件を建築して賃貸する。

(7) 資産保有会社を活用する。

(8) 自社株式対策をする。